

平成20年第1回かほく市議会定例会議事日程(第3号)

平成20年3月12日(水)午前10時00分開議

開会宣告

日程第1 議案第1号～議案第41号  
(委員長報告、質疑、討論、採決)

閉議閉会

平成20年第1回かほく市議会定例会追加議事日程（第3号の1）

平成20年3月12日（水）午前10時00分開議

開会宣告

- 日程第1 発議第 2号  
（提案理由説明、質疑、討論、採決）
- 日程第2 発議第 3号  
（提案理由説明、質疑、討論、採決）
- 日程第3 常任委員会及び特別委員会の閉会中の継続審査の件  
（3常任委員会・2特別委員会）
- 日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続審査の件

閉議閉会

### 第 3 日 目 会 議 録

| 平成 2 0 年 第 1 回 か ほ く 市 議 会 定 例 会 会 議 録 ( 第 3 号 )            |  |                   |                       |  |                         |                 |  |               |                     |  |                               |                 |  |             |                 |  |                 |                     |  |                 |                   |  |                 |                             |  |                       |                 |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |
|---|--|-------------------|-----------------------|--|-------------------------|-----------------|--|---------------|---------------------|--|-------------------------------|-----------------|--|-------------|-----------------|--|-----------------|---------------------|--|-----------------|-------------------|--|-----------------|-----------------------------|--|-----------------------|-----------------|--|---------------------|-------------------|--|---------------------|---------------------|--|-------------------|---------------------|--|---------------------|-----------------|--|
| 招 集 年 月 日   | 平成 2 0 年 3 月 1 2 日 ( 水 )   |                   |                       |  |                         |                 |  |               |                     |  |                               |                 |  |             |                 |  |                 |                     |  |                 |                   |  |                 |                             |  |                       |                 |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |
| 招 集 の 場 所   | か ほ く 市 役 所 議 場  |                   |                       |  |                         |                 |  |               |                     |  |                               |                 |  |             |                 |  |                 |                     |  |                 |                   |  |                 |                             |  |                       |                 |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |
| 開 会 ( 開 議 )   | 平成 2 0 年 3 月 1 2 日 ( 水 ) 午 前 1 0 時 0 0 分 宣 告   |                   |                       |  |                         |                 |  |               |                     |  |                               |                 |  |             |                 |  |                 |                     |  |                 |                   |  |                 |                             |  |                       |                 |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |
| 応 招 議 員   | 出 席 議 員 に 同 じ  |                   |                       |  |                         |                 |  |               |                     |  |                               |                 |  |             |                 |  |                 |                     |  |                 |                   |  |                 |                             |  |                       |                 |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |
| 不 応 招 議 員   | 欠 席 議 員 に 同 じ  |                   |                       |  |                         |                 |  |               |                     |  |                               |                 |  |             |                 |  |                 |                     |  |                 |                   |  |                 |                             |  |                       |                 |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |
| 出 席 議 員   | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">議 長 1 8 番 別 宗 明 敏</td> <td style="width: 33%;">副 議 長 1 0 番 沖 津 千 万 人</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>1 番 遠 田 順</td> <td>2 番 安 達 肇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 番 宇 野 順 一</td> <td>4 番 多 々 見 武</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 番 山 口 博 之 丞</td> <td>6 番 金 田 正 信</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 番 富 澤 明 次</td> <td>8 番 杉 本 正 一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 番 荒 井 三 喜 雄</td> <td>1 1 番 中 村 修 一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 2 番 竹 内 幹 雄</td> <td>1 3 番 西 田 正 剛</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 4 番 杉 本 成 一</td> <td>1 5 番 寺 内 照 雄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 6 番 山 田 孝 一</td> <td>1 7 番 猪 村 博 靖</td> <td></td> </tr> </table>   | 議 長 1 8 番 別 宗 明 敏 | 副 議 長 1 0 番 沖 津 千 万 人 |  | 1 番 遠 田 順               | 2 番 安 達 肇       |  | 3 番 宇 野 順 一   | 4 番 多 々 見 武         |  | 5 番 山 口 博 之 丞                 | 6 番 金 田 正 信     |  | 7 番 富 澤 明 次 | 8 番 杉 本 正 一     |  | 9 番 荒 井 三 喜 雄   | 1 1 番 中 村 修 一       |  | 1 2 番 竹 内 幹 雄   | 1 3 番 西 田 正 剛     |  | 1 4 番 杉 本 成 一   | 1 5 番 寺 内 照 雄               |  | 1 6 番 山 田 孝 一         | 1 7 番 猪 村 博 靖   |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |
| 議 長 1 8 番 別 宗 明 敏   | 副 議 長 1 0 番 沖 津 千 万 人  |                   |                       |  |                         |                 |  |               |                     |  |                               |                 |  |             |                 |  |                 |                     |  |                 |                   |  |                 |                             |  |                       |                 |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |
| 1 番 遠 田 順   | 2 番 安 達 肇  |                   |                       |  |                         |                 |  |               |                     |  |                               |                 |  |             |                 |  |                 |                     |  |                 |                   |  |                 |                             |  |                       |                 |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |
| 3 番 宇 野 順 一   | 4 番 多 々 見 武  |                   |                       |  |                         |                 |  |               |                     |  |                               |                 |  |             |                 |  |                 |                     |  |                 |                   |  |                 |                             |  |                       |                 |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |
| 5 番 山 口 博 之 丞   | 6 番 金 田 正 信  |                   |                       |  |                         |                 |  |               |                     |  |                               |                 |  |             |                 |  |                 |                     |  |                 |                   |  |                 |                             |  |                       |                 |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |
| 7 番 富 澤 明 次   | 8 番 杉 本 正 一  |                   |                       |  |                         |                 |  |               |                     |  |                               |                 |  |             |                 |  |                 |                     |  |                 |                   |  |                 |                             |  |                       |                 |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |
| 9 番 荒 井 三 喜 雄   | 1 1 番 中 村 修 一  |                   |                       |  |                         |                 |  |               |                     |  |                               |                 |  |             |                 |  |                 |                     |  |                 |                   |  |                 |                             |  |                       |                 |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |
| 1 2 番 竹 内 幹 雄   | 1 3 番 西 田 正 剛  |                   |                       |  |                         |                 |  |               |                     |  |                               |                 |  |             |                 |  |                 |                     |  |                 |                   |  |                 |                             |  |                       |                 |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |
| 1 4 番 杉 本 成 一   | 1 5 番 寺 内 照 雄  |                   |                       |  |                         |                 |  |               |                     |  |                               |                 |  |             |                 |  |                 |                     |  |                 |                   |  |                 |                             |  |                       |                 |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |
| 1 6 番 山 田 孝 一   | 1 7 番 猪 村 博 靖  |                   |                       |  |                         |                 |  |               |                     |  |                               |                 |  |             |                 |  |                 |                     |  |                 |                   |  |                 |                             |  |                       |                 |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |
| 欠 席 議 員   | な し  |                   |                       |  |                         |                 |  |               |                     |  |                               |                 |  |             |                 |  |                 |                     |  |                 |                   |  |                 |                             |  |                       |                 |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |
| 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">市 長 油 野 和 一 郎</td> <td style="width: 33%;">副 市 長 架 谷 外 茂 治</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 教 育 長 遠 田 敏 博</td> <td>総 務 部 長 中 田 政 昭</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市 民 部 長 西 正 一</td> <td>産 業 建 設 部 長 高 井 孝 治</td> <td></td> </tr> <tr> <td>企 業 局 長 兼 下 水 道 課 長 川 島 起 世 志</td> <td>教 育 部 長 助 実 金 司</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消 防 長 高 橋 勲</td> <td>総 務 課 長 板 坂 卓 之</td> <td></td> </tr> <tr> <td>財 政 課 長 酒 井 弘 幸</td> <td>企 画 情 報 課 長 森 田 善 明</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管 理 課 長 大 多 光 正</td> <td>税 務 課 長 山 口 外 志 雄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納 税 課 長 油 野 茂 樹</td> <td>会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 石 山 義 久</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監 査 委 員 事 務 局 長 喜 多 学</td> <td>市 民 課 長 川 端 憲 治</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子 育 て 支 援 課 長 酒 尾 浩</td> <td>健 康 福 祉 課 長 藤 本 憲</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保 険 医 療 課 長 松 本 吉 雄</td> <td>環 境 安 全 課 長 田 丸 成 一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 長 大 西 潤</td> <td>農 林 水 産 課 長 杉 本 外 次</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商 工 観 光 課 長 沖 野 悌 二</td> <td>水 道 課 長 高 野 定 信</td> <td></td> </tr> </table> | 市 長 油 野 和 一 郎     | 副 市 長 架 谷 外 茂 治       |  | 教 育 委 員 会 教 育 長 遠 田 敏 博 | 総 務 部 長 中 田 政 昭 |  | 市 民 部 長 西 正 一 | 産 業 建 設 部 長 高 井 孝 治 |  | 企 業 局 長 兼 下 水 道 課 長 川 島 起 世 志 | 教 育 部 長 助 実 金 司 |  | 消 防 長 高 橋 勲 | 総 務 課 長 板 坂 卓 之 |  | 財 政 課 長 酒 井 弘 幸 | 企 画 情 報 課 長 森 田 善 明 |  | 管 理 課 長 大 多 光 正 | 税 務 課 長 山 口 外 志 雄 |  | 納 税 課 長 油 野 茂 樹 | 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 石 山 義 久 |  | 監 査 委 員 事 務 局 長 喜 多 学 | 市 民 課 長 川 端 憲 治 |  | 子 育 て 支 援 課 長 酒 尾 浩 | 健 康 福 祉 課 長 藤 本 憲 |  | 保 険 医 療 課 長 松 本 吉 雄 | 環 境 安 全 課 長 田 丸 成 一 |  | 都 市 建 設 課 長 大 西 潤 | 農 林 水 産 課 長 杉 本 外 次 |  | 商 工 観 光 課 長 沖 野 悌 二 | 水 道 課 長 高 野 定 信 |  |
| 市 長 油 野 和 一 郎   | 副 市 長 架 谷 外 茂 治  |                   |                       |  |                         |                 |  |               |                     |  |                               |                 |  |             |                 |  |                 |                     |  |                 |                   |  |                 |                             |  |                       |                 |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |
| 教 育 委 員 会 教 育 長 遠 田 敏 博                                     | 総 務 部 長 中 田 政 昭  |                   |                       |  |                         |                 |  |               |                     |  |                               |                 |  |             |                 |  |                 |                     |  |                 |                   |  |                 |                             |  |                       |                 |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |
| 市 民 部 長 西 正 一   | 産 業 建 設 部 長 高 井 孝 治  |                   |                       |  |                         |                 |  |               |                     |  |                               |                 |  |             |                 |  |                 |                     |  |                 |                   |  |                 |                             |  |                       |                 |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |
| 企 業 局 長 兼 下 水 道 課 長 川 島 起 世 志                               | 教 育 部 長 助 実 金 司  |                   |                       |  |                         |                 |  |               |                     |  |                               |                 |  |             |                 |  |                 |                     |  |                 |                   |  |                 |                             |  |                       |                 |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |
| 消 防 長 高 橋 勲   | 総 務 課 長 板 坂 卓 之  |                   |                       |  |                         |                 |  |               |                     |  |                               |                 |  |             |                 |  |                 |                     |  |                 |                   |  |                 |                             |  |                       |                 |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |
| 財 政 課 長 酒 井 弘 幸   | 企 画 情 報 課 長 森 田 善 明  |                   |                       |  |                         |                 |  |               |                     |  |                               |                 |  |             |                 |  |                 |                     |  |                 |                   |  |                 |                             |  |                       |                 |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |
| 管 理 課 長 大 多 光 正   | 税 務 課 長 山 口 外 志 雄  |                   |                       |  |                         |                 |  |               |                     |  |                               |                 |  |             |                 |  |                 |                     |  |                 |                   |  |                 |                             |  |                       |                 |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |
| 納 税 課 長 油 野 茂 樹   | 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 石 山 義 久  |                   |                       |  |                         |                 |  |               |                     |  |                               |                 |  |             |                 |  |                 |                     |  |                 |                   |  |                 |                             |  |                       |                 |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 喜 多 学                                       | 市 民 課 長 川 端 憲 治  |                   |                       |  |                         |                 |  |               |                     |  |                               |                 |  |             |                 |  |                 |                     |  |                 |                   |  |                 |                             |  |                       |                 |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |
| 子 育 て 支 援 課 長 酒 尾 浩   | 健 康 福 祉 課 長 藤 本 憲  |                   |                       |  |                         |                 |  |               |                     |  |                               |                 |  |             |                 |  |                 |                     |  |                 |                   |  |                 |                             |  |                       |                 |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |
| 保 険 医 療 課 長 松 本 吉 雄   | 環 境 安 全 課 長 田 丸 成 一  |                   |                       |  |                         |                 |  |               |                     |  |                               |                 |  |             |                 |  |                 |                     |  |                 |                   |  |                 |                             |  |                       |                 |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |
| 都 市 建 設 課 長 大 西 潤   | 農 林 水 産 課 長 杉 本 外 次  |                   |                       |  |                         |                 |  |               |                     |  |                               |                 |  |             |                 |  |                 |                     |  |                 |                   |  |                 |                             |  |                       |                 |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |
| 商 工 観 光 課 長 沖 野 悌 二   | 水 道 課 長 高 野 定 信  |                   |                       |  |                         |                 |  |               |                     |  |                               |                 |  |             |                 |  |                 |                     |  |                 |                   |  |                 |                             |  |                       |                 |  |                     |                   |  |                     |                     |  |                   |                     |  |                     |                 |  |

|  |  |   |
|--|--|---|
| 地方自治法第<br>121条の規<br>定により説明<br>のため出席し<br>た者の職氏名 | 学校教育課長 梶 義裕<br>体育振興課長 松田 一雄<br>予防課長 新藏 利美雄                                   | 生涯学習課長 沖野 利之<br>消防課長 宗藤 護<br>財政課長補佐 越井 謙一 |
| 本会議に職務<br>のため出席し<br>た者の職氏名                     | 議会事務局長 英 哲雄<br>議会事務局書記 竹谷 孝  | 議会事務局次長 丸井 厚司                             |
| 本会議に係員<br>として出席し<br>た者の職氏名                     | 傍聴者受付係 長木 朋子   | 傍聴者受付係 山本 仁美                              |
| 議員提出の<br>議案の題目                                 | 発議第 2号 海岸漂着ごみの処理責任の明確化に関する意見書<br>発議第 3号 道路特定財源の暫定税率堅持及び関連法案の年度内成立を求<br>める意見書 |   |
| 議事日程   | 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。   |   |
|  | 以下余白   |   |

議事の経過 第3日目

### 開会・開議

午前10時00分 開会

**議長【別宗明敏君】**ただいまのところ、出席議員数は、18人です。定足数に達していますので、これより、本日の会議を開きます。

また、説明員として本日の会議に委嘱された者の職・氏名は2月29日の会議に配付の説明員の職・氏名一覧表のとおりであります。

議事日程の報告

**議長【別宗明敏君】**本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 会議時間の延長

**議長【別宗明敏君】**あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

### 日程第1

#### 議案第1号～議案第41号

**議長【別宗明敏君】**日程第1、議案第1号 平成20年度かほく市一般会計予算から、議案第41号 事務の相互委託に関する規約の制定及び事務の相互委託に関する規約の一部変更についてまでの併せて41件を一括議題とします。

ただいま、議題となりました各議案についての審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

### 常任委員長報告

**議長【別宗明敏君】**総務常任委員長 山口博之丞君。

**総務常任委員長【山口博之丞君】**平成20年第1回かほく市議会定例会におきまして、総務常任委員会に付託されました議案について、審査の経過並びに結果をご報告いたします。

3月7日、午前9時から、委員全員の出席にて委員会を開催し、所管部課長より詳細な説明

を求め、審議を行いました。

まず、議案第1号、平成20年度かほく市一般会計予算中、所管に係る歳入ならびに歳出及び第2表 債務負担行為、第3表地方債についてであります。

歳入の主な内容として、1款、市税では、イオン進出に伴う固定資産税および都市計画税の増額、9款、地方特例交付金では、住宅ローン控除に係る市民税減収相当額の補てん分の増額、10款、地方交付税では、地方再生対策に係る増額と交付税措置のある起債の償還の増加に伴う増額を見込むほか、自動車重量税と、地方道路譲与税及び自動車取得税交付金のいわゆる道路特定財源については、暫定税率維持を前提に計上するものであるとの説明でありました。

歳出では、総務省の指導による新地方公会計制度の総務省方式改定モデル導入に伴う有形固定資産情報整備に係る経費のほか、本庁舎内の空調機器取替工事費、ケーブルテレビの引込工事委託料、八野区集会所建設の補助金、また、消防費では七塚第3分団の消防ポンプ車ならびに消防本部の救助工作車の更新のための購入費が主なものであるとの説明でありました。

第2表、債務負担行為については、新地方公会計制度導入に伴い、市有財産を洗い出すため、平成25年度までにかけてシステムを構築するほか、滞納システム等についてはシステムの不具合による更新、メーカーの保守期限が切れることによる更新などが主なもので、複数年度にかけて実施するものであるとの説明でありました。

第3表、地方債については、高松北部並びに宇ノ気北部統合保育園の建設費や用地取得費および開発行為申請に係る経費のほか、ケーブルテレビ引込工事費など、各種事業の財源とし

て充当するものであり、発行額全体の約3分の2を合併特例債で予定しているとの説明でありました。

主な審議内容は経常収支比率など健全財政計画になっているか。また庁舎整備計画についての質疑があり、平成21年度が償還金のピークであるが、それ以降は経常収支比率も下がる見込みであり、健全財政運営に努めたい。庁舎整備については、庁舎整備基本計画策定委員会を4月以降に立ち上げて検討に入りたいとの答弁がありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に議案第2号、平成20年度かほく市土地取得特別会計予算についてであります。七塚観光への土地貸付に伴う所要額の計上が主なものであるとの説明でありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に議案第4号、平成20年度かほく市墓地特別会計についてであります。高松、宇ノ気の両墓地公園の維持管理費の計上が主なものであるとの説明でありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に議案第5号、平成20年度かほく市ケーブルテレビ事業特別会計予算についてであります。これは本年4月の開局に伴い、新たに設置される特別会計であります。歳入では、4,000件の加入者を想定した使用料や一般会計からの繰入金の計上が主なものであり、歳出では、職員で対応が困難な番組製作に係る委託料、難視聴地域の共同受信施設撤去に係る補助金、センター施設や伝送路の保守管理等に係る委託料のほか、金沢ケーブルテレビネット株式会社に設置のセンター施設の利用に要する経費

の計上が主なものであるとの説明でありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に議案第13号、平成19年度かほく市一般会計補正予算(第7号)に係る専決処分の承認を求めることについてであります。緊急福祉灯油助成事業ならびに除雪委託料等の必要経費について、前年度繰越金を財源に専決処分により計上したものであるとの説明でありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を承認することに決しました。

次に議案第14号、平成19年度かほく市一般会計補正予算(第8号)中、所管に係る歳入ならびに歳出及び第2表繰越明許費、第3表地方債補正についてであります。

歳入については、16款、財産収入で、法定外公共物貸付及び普通財産の貸付及び売払いによる増額、21款、市債では、ケーブルテレビの加入申込数が当初に想定した数に及ばなかったことによる減額のほか、各事業費については、実績見込による精算が主なものであるとの説明でありました。

歳出については、2款、総務費で、職員の名札のストラップを地元企業に製造依頼し、かほく市のロゴ入りのものに替える費用を計上するほか、かほく市農業委員会委員選挙などが無投票になったことによる減額、また、各事業費については、実績見込による精算が主なものであるとの説明でありました。

第2表、繰越明許費についてですが、地方特定道路整備事業で、イオンのオープンが本年秋に延びたため、また、都市計画総務事務費等では、道路や街路の整備において、地区や地権者との交渉等に日数を要するため、翌年度に事業

費を繰り越すほか、本年度の国の補正予算を受けて、実質的には平成 20 年度に繰り越して実施する外日角小学校の耐震補強工事などが主なものであるとの説明でありました。

第 3 表、地方債補正についてですが、水道事業の石綿セメント管更新事業に係る一般会計の出資債を追加し、能登半島地震で災害を受けた県の施設である室水門の復旧に係る費用のうち、かほく市負担分を災害後復旧事業債として追加するほか、その他の各事業に係る変更については、実績見込によるものであるとの説明でありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第 15 号、平成 19 年度かほく市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。土地開発基金利子の確定によるものであるとの説明でありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第 23 号、工事請負契約の締結についての一部変更に係る専決処分の承認を求めることについてであります。昨年 5 月に締結した「かほく市ケーブルテレビ施設整備工事（伝送路施設）」の契約について、伝送路ルートの一部見直しに伴い増額変更する必要が生じたもので、市長の専決事項の指定についての規定により、専決処分をしたものであるとの説明でありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を承認することに決しました。

次に、議案第 24 号、工事請負契約の締結についての一部変更に係る専決処分の承認を求めることについてであります。昨年 5 月に締結した「かほく市ケーブルテレビ施設整備工事（センター施設）」の契約について、自家発電

設備や自主放送設備機器等の仕様の見直しに伴い増額変更する必要が生じたもので、議案第 23 号と同様に専決処分をしたものであるとの説明でありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を承認することに決しました。

次に、議案第 25 号、かほく市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の制定についてであります。これまで地方自治法の規定のみに基づき運用していた地縁団体の印鑑登録等の事務について、新たに条例を制定して当該事務に関する規定を整備することにより、事務の確実性と地縁団体の利便増進を図るものであるとの説明でありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第 26 号、かほく市ケーブルテレビ施設整備基金条例の制定についてであります。本年 4 月に開局のケーブルテレビ事業において、今後の施設整備、更新を円滑に実施するため、基金を設置して運用を図るとともに、併せて、ケーブルテレビ事業特別会計の設置についても規定するものであるとの説明でありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第 28 号、かほく市部制条例等の一部を改正する条例についてであります。平成 20 年度の市の組織機構の改正において、水道課と下水道課の 2 課で構成している企業局を廃止し、産業建設部内に上下水道課を創設することに伴い、部制条例をはじめ関係条例を一括して改正するものであるとの説明でありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第 29 号、かほく市税条例の一部を改正する条例についてであります。入湯税の課税免除及び税率について、県内自治体の状況等を踏まえ見直しを行い改正するものであるとの説明でありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第 30 号、かほく市児童館条例及びかほく市砂利等採取審議会条例の一部を改正する条例についてであります。市議会の活性化推進のため、昨年 8 月に議長から申し出のあった各種審議会・協議会等から議会選出委員を除外することについて、該当する 2 件の条例において、当該規定を削除するものであるとの説明でありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

以上、本委員会に付託されました議案について、審査の経過、並びに結果のご報告と致します。

**議長【別宗明敏君】**次に、市民文教常任委員長 杉本正一君。

**市民文教常任委員長【杉本正一君】**平成 20 年第 1 回かほく市議会定例会におきまして、市民文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過並びに結果をご報告いたします。

3 月 5 日 午前 9 時から、委員全員出席にて委員会を開催し、教育長ほか、所管部課長より、詳細な説明を求め審議を行いました。

まず、議案第 1 号 平成 20 年度かほく市一般会計予算中、所管に係る歳入並びに歳出についてであります。

主な内容として、民生費では高松北部統合保育園建設費及び宇ノ気北部統合保育園の用地取得費並びに、開発行為申請委託料について予

算計上し、また、市内 6 箇所の学童保育クラブにおいて、土曜日の開館時間を午後 6 時まで延長し、利用者のニーズに応えるとの説明がありました。

衛生費では、今後 5 年間にわたり、中学 1 年生と高校 3 年生を対象に、麻しんの予防接種を実施していきたいとの説明があり、消防費では、万が一の災害発生時における市民への情報伝達手段として、市内一円に防災行政無線の整備を行うことで、市民の安全安心に供するとの説明がありました。

教育費では、大海小学校体育館の耐震診断の実施及び、市内全小学校へ児童の安全確保を図るため A E D を設置することなど、主要事業を中心に説明がありました。

主な審議の内容は、防災行政無線の事業内容と自主防災組織について、宇ノ気北部統合保育園の用地取得について、高松中学校整備事業について、及び学校給食センター統合を含めた今後の方針についての質疑があり、防災行政無線については、同報系システムの構成として親局、子局で 54 箇所のほか、戸別受信機約 100 機を設置する予定であり、自主防災組織については、20 年 3 月に市内で一地区が組織され、今後、順次各地区において組織化するよう整備していく。また、宇ノ気北部統合保育園の用地取得については、地質調査の結果を踏まえ、地元関係者の理解を得ながら進める。高松中学校整備事業については、テニスコートを砂入り人口芝に改修することのほか、グラウンドの整備についても今後考えていきたい。学校給食センターの運営方法については、市債の償還が終了する時期を見据えた上で検討したいとの答弁がありました。

以上、慎重審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第6号 平成20年度かほく市国民健康保険特別会計予算についてであります。後期高齢者医療制度の開始による制度改正に伴う予算であり、歳入では、国民健康保険税において、これまでの医療給付分課税額に加え、後期高齢者支援金分課税額を、また、歳出では、後期高齢者支援金及び特定健康診査事業等がそれぞれ新たに導入されたことにより計上したものであるとの説明がありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第7号 平成20年度かほく市老人保健特別会計予算についてであります。後期高齢者医療制度創設に伴い、平成20年3月31日で老人保健法が廃止されることに伴い、平成20年3月分の1箇月分の医療費を計上したものであるとの説明がありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第8号 平成20年度かほく市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。この予算は、75歳以上の方々の医療保険制度が、4月1日より老人保健制度から後期高齢者医療制度に移行することに伴い、政令の規定に基づき特別会計を設けて予算執行すること、歳入では、現年度分保険料及び一般会計からの事務費繰入金及び、保険基盤安定繰入金が主たるものであり、歳出では、徴収事務に係る経費及び徴収した保険料等を後期高齢者医療広域連合に納付する納付金を計上した予算であるとの説明がありました。

主な審議内容は、保険料の徴収率及び電算処理システム委託料についての質疑があり、保険料の徴収率については、年金からの天引きとなる特別徴収が主となるため、100パーセントの徴収率を見込み、また、電算処理システム委託

料については、市の状況に応じて構築する独自のシステムに対する保守に係る経費であるとの答弁がありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第9号 平成20年度かほく市介護保険特別会計予算についてであります。歳出では、主なものとして、介護認定者数の伸びに合わせ、保険給付費で居宅介護給付費並びに施設介護給付費等を前年度比で11.34%増を見込むものであるとの説明がありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第13号 平成19年度かほく市一般会計補正予算(第7号)に係る専決処分の承認を求めることについてであります。急激な原油価格の高騰に伴い灯油販売価格の上昇が著しい中、低所得の方々の負担を軽減するための緊急福祉灯油助成事業に係る経費を計上したもので、平成20年1月24日付けをもって、専決処分したものであるとの説明がありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を承認とすることに決しました。

次に、議案第14号 平成19年度かほく市一般会計補正予算(第8号)中 所管に係る歳入、並びに歳出についてであります。主なものは、外日角小学校整備事業費で、この事業は20年度事業を予定していたが、19年度国の補正予算に伴う補助採択を受けて実施するほうが、財源的にも有利であることから計上したこと、年度末における実績を見込んだ精算補正を計上したものであるとの説明があり、審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第17号 平成19年度かほく市国

民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第18号 平成19年度かほく市老人保健特別会計補正予算(第2号)及び議案第19号 平成19年度かほく市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。3特別会計補正予算は、事務事業の精算見込に伴うものであり、審議の結果、いずれも妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第27号 かほく市後期高齢者医療に関する条例の制定についてであります。この条例は、本年4月から施行されます75歳以上の後期高齢者医療制度において、市が行う主たる業務として、保険料の徴収、申請書の受付及び保険料を徴収する被保険者の特定のほか、普通徴収にかかる、納期の設定等を規定するものであるとの説明があり、審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第31号 かほく市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。この条例改正は、一部負担金の2割負担の対象を3歳未満から就学前までに引き上げること、葬祭費を8万円から5万円に減額すること及び新たに特定健康診査等を行うことを規定する改正であり、審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第32号 かほく市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。この条例改正は、昨年12月に施行された介護保険法施行令等の一部改正及び平成17年度の税制改正による介護保険料の大幅上昇にかかる激変緩和措置を平成19年度に引き続き、平成20年度も同様の措置を講ずるための改正であり、審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第33号 かほく市敬老年金条例

の一部を改正する条例についてであります。この条例改正は、これまで満80歳を超える高齢者に対し支給していた敬老年金を、年額6千円から3千円に引き下げるものであり、審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第34号 かほく市ふれあい荘条例を廃止する条例についてあります。管理、運営等の事業を、障害者自立支援法による指定事業者となる社会福祉法人白千鳥会に、移管することに伴い、条例を廃止するものであり、審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第40号 かほく市奨学資金支給条例の一部を改正する条例についてあります。この条例改正は、昨年12月に学校教育法の一部改正が実施されたことに伴い、当条例中に引用している条項番号のみを変更するものであり、審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第41号 事務の相互委託に関する規約の制定及び事務の相互委託に関する規約の一部変更についてあります。これは、現在3市4町で実施しております住民票等の広域行政窓口サービスについて、本年8月より小松市、加賀市及び能美市が新たに加わることによる規約の締結を行い、区域の拡大を図るものであります。また、本年5月頃に実施見込みである住民基本台帳法及び戸籍法の一部改正に伴う規約の一部を変更するものであり、審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、海岸漂着ごみの処理責任の明確化に関する意見書についてあります。海岸管理者である県と一般廃棄物処理について統括的な責任を持つ市町村との責任関係が不明確であ

ることが、円滑な協力体制を構築する上での障害要因となっていることから、処理責任を明確にするよう、国に対して要望する内容でありました。

審議の結果妥当と認め、最終日に議会議案として提出することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案について、審査の経過、並びに結果についてのご報告を終わります。

**議長【別宗明敏君】**次に、産業建設常任委員長 金田正信君。

**産業建設常任委員長【金田正信君】**平成 20 年第 1 回かほく市議会定例会におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過ならびに結果をご報告いたします。

3月6日、午前9時から、委員全員の出席にて委員会を開催し、所管部課長はじめ関係職員より詳細な説明を求め、審議を行いました。

まず、議案第1号、平成20年度かほく市一般会計予算中、所管に係る歳入並びに歳出についてであります。

主な事業については、衛生費において、石綿セメント管更新事業に対する水道事業会計への出資金、労働費においては、コミュニティバスを別事業として取り組むこととなった為、大幅な減額となり、農林水産業費では、県営土地改良総合整備事業として新たに、南大海地区が3ヶ年事業の初年度に暗渠排水整備工事に伴う事業費の一部を負担すること。また、地籍調査事業では八野・高松 地区に加え、新たに狩鹿野地区、大海財産区について調査事業を実施したいとの説明がありました。

商工費では、金融公報活動により小学校児童、保護者には上手なお小遣いのやり方・使い方を勉強してもらい、高齢者の方には金融システム

年金の勉強をしていただきたい。また、地元中小企業の経営基盤の強化を図るため、ISO取得支援事業として認証経費に補助しているが、主な企業が取得していることから、交付要綱の見直しをすることとした。また石川ブランド製品の認定を受けた企業に対し、奨励金を交付していたが、石川県の要綱が改正されたことによりかほく市の要綱を改正したいとの説明がありました。

土木費では、橋りょう維持管理事業で、市内の市道橋りょうは93カ所あり、その内、橋長5m以上の橋47ヶ所について自主点検を実施し現状を把握。また、橋長5m～15m未満は市単独修繕事業であり、橋長15m以上については補助事業となり、平成20年度はこの点検内容を踏まえ、計画的な修繕を行う為の橋りょう長寿命化修繕計画を策定し、平成21年度より修繕工事を計画的に進めていきたいとの説明があり、また道路新設改良事業では県施工の東西幹線道路の取付け道路であるかほく市都市計画道路大崎横山線の宇気地内において、線形ルートを宇ノ気川よりに、道路延長960m、幅員11mの片側歩道とする測量設計を実施したい。雪寒対策事業では、高松北西部区画整理事業地内で建設される統合保育園建設用地を囲む市道370号線他2路線、散水延長490mの消雪事業を実施し、また現在、道路への散水等を、中央監視システムにより無線回線を介し99施設で運転しているが、総務省の周波数再編計画により平成23年7月に現在の無線周波数帯が利用出来なくなることから、これらの改修を実施、この2つの雪寒対策事業それぞれ、事業費の6/10の地方道路整備臨時交付金を見込むとの説明がありました。

主な審議内容は、道路維持管理事業の地元要望の優先順位について質疑があり、地区で決め

た優先順位を基に、現場を確認すると共に限られた予算の枠でバランスを取りながら対応をしていきたい旨、答弁があり、また、橋りょう維持管理事業について質疑があり、橋りょうのランク付けを行い自己診断した結果、早急に補修を要する箇所はなかったが、平成 20 年度に策定する橋りょう修繕計画に基づき、翌年度より修繕を実施したい旨、答弁がありました。

また、合併支援道路、東西幹線道路の完成予定について質疑があり、工事着工は平成 22 年度を予定しているが、完成時期は現段階で未定との答弁がありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に議案第 3 号 平成 20 年度かほく市営バス事業特別会計予算についてであります。看護大学線について大学からの要望により校内に乗り入れる為、500m延長したい、また、駅から車庫までの区間を今まで回送としていたが、農協再編により、中沼、夏栗等の瑞穂地区の方に不便が生じている為、車庫近くの農協高松支店までの運行区間として路線化したいとの説明がありました。

慎重審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に議案第 10 号 平成 20 年度かほく市大海財産区特別会計予算についてであります。主な審議内容といたしまして、嘱託職員について質疑があり、林業、大海財産区に精通した方に、事務をお願いしているとの答弁がありました。

慎重審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に議案第 11 号 平成 20 年度かほく市下水道事業特別会計予算についてであります。主な審議内容といたしまして、農業集落排水狩鹿野地区区画整理の宅地造成事業に伴う処理能

力について質疑があり、土地開発公社の造成に伴う処理水量の増加は、処理場施設には影響はないとの答弁がありました。また、国道沿線の公共下水道整備についての質疑があり、未整備地区の国道沿線区域については、整備方法等を再検討し、事業の促進を図りたい旨、答弁がありました。

慎重審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に議案第 12 号 平成 20 年度かほく市水道事業会計予算についてであります。主な審議内容といたしまして、量水器取替えは 7 年周期で交換していると説明があったが、基準はあるかとの質疑があり、計量法では 8 年周期であるが、かほく市では 7 年で交換していると答弁がありました。旧 3 町の配水管の接続により各配水区域の水の流通が図られることは、合併効果として評価でき、大いに市民にアピールすべきとの意見がありました。

慎重審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に議案第 13 号 平成 19 年度かほく市一般会計補正予算（第 7 号）に係る専決処分の承認を求めることについてであります。1 月 27 日の降雪による除雪対策費用、及び消雪装置 99 施設 140 箇所に渡る修繕に費用を要したとの説明がありました。

慎重審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を承認することに決しました。

次に議案第 14 号 平成 19 年度かほく市一般会計補正予算（第 8 号）中、所管に係る歳入並びに歳出についてであります。年度末における実績を見込んだ精算補正が主なものと説明がありました。

主な審議内容といたしまして、室水門災害復旧事業についての質疑があり、内灘町室内の

西部承水路に県管理の水門があり、地震により被災し、復旧にかかる費用を受益する市町で負担したとの答弁がありました。慎重審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に議案第 16 号 平成 19 年度かほく市営バス事業特別会計補正予算（第 1 号）についてありますが、今年度末における実績を見込んだ精算補正が主なものと説明がありました。

慎重審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に議案第 20 号 平成 19 年度かほく市大海財産区特別会計補正予算（第 2 号）についてありますが、財産造成基金利子のみの計上であり、慎重審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に議案第 21 号 平成 19 年度かほく市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてありますが、年度末における実績を見込んだ精算補正が主なものと説明がありました。

慎重審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に議案第 22 号 平成 19 年度かほく市水道事業会計補正予算（第 3 号）についてありますが、年度末における実績を見込んだ精算補正が主なものと説明がありました。

慎重審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に議案第 35 号 かほく市商工業振興条例の一部を改正する条例についてありますが、これは、助成措置認定する内容の一部変更及び交付時期並びに交付割合を規定するものであります。

慎重審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に議案第 36 号 かほく市産業文化センタ

一条例の一部を改正する条例についてありますが、これにつきましては、位置の変更及び使用区分を変更するものであります。

慎重審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に議案第 37 号 かほく市営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、先ほど議案第 3 号で報告しましたとおり、運行区間を変更するものであります。

慎重審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に議案第 38 号 かほく市公共下水道受益者分担金条例の一部を改正する条例についてありますが、これにつきましては、延滞金徴収について改正するものであります。

慎重審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に議案第 39 号 かほく市都市計画下水道受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、これにつきましては、延滞金の率を改正するものであります。

慎重審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、道路特定財源の暫定税率堅持及び関連法案の年度内成立を求める意見書についてありますが、これは、12 月議会においても意見書を関係機関に提出しており、また、2 月 17 日には本市議会として石川県総決起大会にも出席した経緯があります。

本市は自動車交通への依存度が極めて高く、こうした地方道路整備の重要性を認識し、道路特定財源の暫定税率堅持及び関連法案の年度内成立を求めるとともに、安定的かつ確実な財源を確保するよう国に対しひきつづき要望する内容であり、審議の結果、妥当と認め、全員

賛成で最終日に議会議案として提出することに決しました。

以上、本委員会に付託されました議案について、審査の経過、ならびに結果のご報告と致します。

**議長【別宗明敏君】**以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

#### **委員長報告に対する質疑**

**議長【別宗明敏君】**これより、3常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**議長【別宗明敏君】**質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

#### **討論**

**議長【別宗明敏君】**これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

**議長【別宗明敏君】**討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決

**議長【別宗明敏君】**これから、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長【別宗明敏君】**ご異議なしと認めます。

よって、これから採決をいたします。

議案第1号 平成20年度かほく市一般会計予算を採決します。

本案に対する3常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第1号について、3常任委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長【別宗明敏君】**起立全員です。

よって、議案第1号は、3常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成20年度かほく市土地取得特別会計予算を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第2号について、常任委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長【別宗明敏君】**起立全員です。

よって、議案第2号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成20年度かほく市営バス事業特別会計予算を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第3号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長【別宗明敏君】**起立全員です。

よって、議案第3号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成20年度かほく市墓地特別会計予算を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第4号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長【別宗明敏君】**起立全員です。

よって、議案第4号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号 平成 20 年度かほく市ケーブルテレビ事業特別会計予算を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 5 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長【別宗明敏君】**起立全員です。

よって、議案第 5 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号 平成 20 年度かほく市国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する市民文教常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 6 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長【別宗明敏君】**起立全員です。

よって、議案第 6 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 7 号 平成 20 年度かほく市老人保健特別会計予算を採決します。

本案に対する市民文教常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 7 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長【別宗明敏君】**起立全員です。

よって、議案第 7 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号 平成 20 年度かほく市後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する市民文教常任委員長の報告は

原案可決であります。

議案第 8 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長【別宗明敏君】**起立全員です。

よって、議案第 8 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号 平成 20 年度かほく市介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する市民文教常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 9 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長【別宗明敏君】**起立全員です。

よって、議案第 9 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号 平成 20 年度かほく市大海財産区特別会計予算を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 10 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長【別宗明敏君】**起立全員です。

よって、議案第 10 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号 平成 20 年度かほく市下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 11 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求

めます。

(賛成者起立)

**議長【別宗明敏君】**起立全員です。

よって、議案第 11 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号 平成 20 年度かほく市水道事業会計予算を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 12 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長【別宗明敏君】**起立全員です。

よって、議案第 12 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号 平成 19 年度かほく市一般会計補正予算(第 7 号)に係る専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案に対する 3 常任委員長の報告は原案承認であります。

議案第 13 号について、3 常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長【別宗明敏君】**起立全員です。

よって、議案第 13 号は、3 常任委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第 14 号 平成 19 年度かほく市一般会計補正予算(第 8 号)を採決します。

本案に対する 3 常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 14 号について、3 常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長【別宗明敏君】**起立全員です。

よって、議案第 14 号は、3 常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号 平成 19 年度かほく市土地取得特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 15 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長【別宗明敏君】**起立全員です。

よって、議案第 15 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号 平成 19 年度かほく市営バス事業特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 16 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長【別宗明敏君】**起立全員です。

よって、議案第 16 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号 平成 19 年度かほく市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)を採決します。

本案に対する市民文教常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 17 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長【別宗明敏君】** 起立全員です。

よって、議案第 17 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号 平成 19 年度かほく市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

本案に対する市民文教常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 18 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長【別宗明敏君】** 起立全員です。

よって、議案第 18 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号 平成 19 年度かほく市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

本案に対する市民文教常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 19 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長【別宗明敏君】** 起立全員です。

よって、議案第 19 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号 平成 19 年度かほく市大海財産区特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 20 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長【別宗明敏君】** 起立全員です。

よって、議案第 20 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号 平成 19 年度かほく市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 21 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長【別宗明敏君】** 起立全員です。

よって、議案第 21 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号 平成 19 年度かほく市水道事業会計補正予算（第 3 号）を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 22 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長【別宗明敏君】** 起立全員です。

よって、議案第 22 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号、議案第 24 号 工事請負契約の締結についての一部変更についてに係る専決処分の承認を求めることについての 2 議案を一括して採決します。

以上 2 件に対する総務常任委員長の報告は原案承認であります。

議案第 23 号、議案第 24 号の 2 件について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長【別宗明敏君】** 起立全員です。

よって、議案第 23 号、議案第 24 号の以上 2 件は、常任委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第 25 号 かほく市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 25 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長【別宗明敏君】** 起立全員です。

よって、議案第 25 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号 かほく市ケーブルテレビ施設整備基金条例の制定についてを採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 26 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長【別宗明敏君】** 起立全員です。

よって、議案第 26 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号 かほく市後期高齢者医療に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する市民文教常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 27 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長【別宗明敏君】** 起立全員です。

よって、議案第 27 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号 かほく市部制条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 28 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長【別宗明敏君】** 起立全員です。

よって、議案第 28 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号 かほく市税条例の一部を改正する条例について、議案第 30 号 かほく市児童館条例及びかほく市砂利等採取審議会条例の一部を改正する条例についての 2 議案を一括して採決します。

以上 2 件に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 29 号、議案第 30 号の 2 件について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長【別宗明敏君】** 起立全員です。

よって、議案第 29 号、議案第 30 号の以上 2 件は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号 かほく市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第 32 号 かほく市介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第 33 号 かほく市敬老年金条例の一部を改正する条例について、議案第 34 号 かほく市ふれあい荘条例を廃止する条例についての 4 議案を一括して採決します。

以上4件に対する市民文教常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号の4件について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長【別宗明敏君】**起立全員です。

よって、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号の以上4件は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 かほく市商工業振興条例の一部を改正する条例について、議案第36号 かほく市産業文化センター条例の一部を改正する条例について、議案第37号 かほく市営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての3議案を一括して採決します。

以上3件に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第35号、議案第36号、議案第37号の3件について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長【別宗明敏君】**起立全員です。

よって、議案第35号、議案第36号、議案第37号の以上3件は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号 かほく市公共下水道受益者分担金条例の一部を改正する条例について、議案第39号 かほく市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についての2議案を一括して採決します。

以上2件に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第38号、議案第39号の2件について、

常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長【別宗明敏君】**起立全員です。

よって、議案第38号、議案第39号の以上2件は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号 かほく市奨学資金支給条例の一部を改正する条例について、議案第41号 事務の相互委託に関する規約の制定及び事務の相互委託に関する規約の一部変更についての2議案を一括して採決します。

以上2件に対する市民文教常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第40号、議案第41号の2件について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長【別宗明敏君】**起立全員です。

よって、議案第40号、議案第41号の以上2件は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

### 暫時休憩

ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時25分から全員協議会を開催しますのでご移動をお願いします

【休憩 午前11時15分】

【再開 午後0時34分】

### 再開

**議長【別宗明敏君】**ただいまのところ、出席議員数は18人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

### 追加日程第1～追加日程第2

#### 発議第2号～発議第3号

**議長【別宗明敏君】**お諮りします。

本日、富澤明次君他2名から、発議第2号

海岸漂着ごみの処理責任の明確化に関する意見書が提出されました。また、猪村博靖君他2名から、発議第3号 道路特定財源の暫定税率堅持及び関連法案の年度内成立を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題にしたいと思います。

これにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長【別宗明敏君】**ご異議なしと認めます。

よって発議第2号、発議第3号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 発議第2号 海岸漂着ごみの処理責任の明確化に関する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

7番、富澤明次君。

**7番【富澤明次君】**発議第2号 海岸漂着ごみの処理責任の明確化に関する意見書の提出について、主旨のみ申し上げて説明とさせていただきます。

近年、日本海沿岸の各自治体においては、台風や大雨等に伴い大量にごみが漂着した場合や、流木などの処理困難物が漂着した場合などには、漂着ごみの回収・保管・収集運搬・処分が滞り、住民からの迅速な処理要請に応えられない状況となっています。

これについては、平成11年に「海岸法」が改正され、ほとんどすべての海岸で都道府県が「海岸管理者」と位置付けられたものの、「廃棄物処理法」では、従来から市町村が「一般廃棄物処理計画に従って適正処理を講じる」とあるように、各種の法令間で処理責任の考え方に齟齬があることが問題となっています。

また、漂着ごみ処理に係る補助制度について

も、国土交通省と環境省の2つの制度があり、海岸の区域によって、補助対象者が海岸管理者である場合と市町村である場合があるなど、処理責任の面で整合性がとれていない部分も見受けられ、現場において混乱が生じています。

よって、国におかれては、わが国の美しい海岸線を守るため、海岸管理者と市町村の間で円滑な協体制が構築できるよう、海岸漂着ごみについての処理責任を明確化するとともに、関係法令の整備を早急に行うよう、

1. 「海岸法」において、「海岸管理者」としての漂着ごみについての処理責任の範囲を明確化するとともに、混乱の原因となっている「廃棄物処理法」・「港湾法」・「水難救護法」など関連する法令を整備すること。
2. 漂着ごみ処理に係る補助制度については、処理責任に基づいた適切な制度に見直すこと。

以上2項目の実現について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

**議長【別宗明敏君】**以上で説明が終わりました。

### 質疑

**議長【別宗明敏君】**これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**議長【別宗明敏君】**質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

### 討論

**議長【別宗明敏君】**これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

**議長【別宗明敏君】**討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

### 採決

**議長【別宗明敏君】**これから直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長【別宗明敏君】**ご異議なしと認めます。よって、これから発議第2号 海岸漂着ごみの処理責任の明確化に関する意見書を採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長【別宗明敏君】**起立全員です。

よって発議第2号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 発議第3号 道路特定財源の暫定税率堅持及び関連法案の年度内成立を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

17番、猪村博靖君。

**17番【猪村博靖君】**それでは発議第3号 道路特定財源の暫定税率堅持及び関連法案の年度内成立を求める意見書について、主旨のみ申し上げて説明とさせていただきます。

現在、本市においては、高規格道路など主要な幹線道路のネットワーク形成をはじめ、防災対策、通学路の整備などの安全対策、さらには救急医療など市民生活に欠かすことのできない道路整備を鋭意行っています。

また、橋梁などの道路施設の老朽化が進んでおり、その維持管理も行わなければならない、その費用も年々増大しています。

こうした中、仮に現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、地方においては約9千億円の税収の減が生じ、さらに地方道路整備臨

時交付金制度も廃止された場合には、合わせて1兆6千億円規模の減収が生じることとなります。

こうしたこととなれば、本市では1億1千万円規模の減収が生じることとなり、厳しい財政状況の中で、道路の新設はもとより、着工中の事業の継続も困難となるほど、本市の道路整備は深刻な事態に陥ることとなります。

さらには、厳しい状況にある本市の財政運営を直撃し、教育や福祉といった他の行政サービスの低下など市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねないことにもなります。

よって、国においては、現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。以上です。

**議長【別宗明敏君】**以上で説明が終わりました。

### 質疑

**議長【別宗明敏君】**これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**議長【別宗明敏君】**質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

### 討論

**議長【別宗明敏君】**これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

**議長【別宗明敏君】**討論なしと認めます。これで討論を終わります。

### 採決

**議長【別宗明敏君】**これから直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長【別宗明敏君】**ご異議なしと認めます。

よって、これから発議第3号 道路特定財源の暫定税率堅持及び関連法案の年度内成立を求める意見書を採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長【別宗明敏君】**起立全員です。

よって発議第3号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議第2号、発議第3号の意見書の提出先並びに処理方法については、議長にご一任願います。

### 追加日程第3

#### 常任委員会及び特別委員会の 閉会中の継続審査の件

**議長【別宗明敏君】**お諮りします。総務常任委員長をはじめとする3常任委員長及び、広報特別委員長並びに、行政改革特別委員長から、目下、委員会で審査中の事項につき、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

これらを日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思います。

これにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長【別宗明敏君】**ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会及び特別委員会の閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第3、常任委員会及び特別委員会の閉会中の継続審査の件を議題にします。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長【別宗明敏君】**ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して審査することに決定をいたしました。

### 追加日程第4

#### 議会運営委員会の閉会中の継続審査の件

**議長【別宗明敏君】**お諮りします。議会運営委員長から、議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項について、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。これを日程に追加し、追加日程第4として、議題にしたいと思います。

これにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長【別宗明敏君】**ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第4として、議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第4、議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りします。議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長【別宗明敏君】**ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して審査することに決定をいたしました。

### 閉議・閉会

**議長【別宗明敏君】**以上で、本定例会に付議された議件は、全部議了いたしました。

これもちまして、平成20年第1回かほく市議会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でございました。

午後 0 時 46 分 閉議閉会

議 長 別宗 明敏

副 議 長 沖津 千万人

署名議員 猪村 博靖

署名議員 遠田 順